



国海安第83号
平成21年12月16日

社団法人 日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長
久保田 秀大



船舶検査心得の一部改正について

船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。



船舶検査心得の一部改正について

平成21年12月
安全基準課

1. 背景

2006年5月及び2008年5月に、国連の専門機関である国際海事機関（IMO）において、舷梯を含む乗降船設備を規制の対象とすること、平成6年10月1日時点現存船に備え付けが認められている固定式鎮火性ガス消火装置の要件を強化すること、レーダー・トランスポンダーの代替として捜索救助用位置指示送信装置（AIS-SART）の使用を可能とすること、幼児用救命胴衣及び救命胴衣着用補助具の備付け、救命胴衣等の基準を強化すること等を目的としたSOLAS条約附属書第Ⅱ-1章、第Ⅱ-2章、第Ⅲ章及び第Ⅳ章並びに国際救命設備コードの改正が採択され、また、持運び式消火器の船内場所毎の備置数に関するSOLAS条約の国際統一解釈が承認されたところ。

本条約改正等を国内法令で担保すべく「船舶設備規程（昭和9年逓信省令第6号）」等の省令及び「船舶の排水設備の基準を定める告示（平成10年運輸省告示第381号）」の一部改正を行うところ、当該改正にあわせて船舶検査心得の一部を改正する。

2. 改正の概要

① 幼児用救命胴衣及び着用補助具の備付け（救命設備規則 心得）

○旅客船（現存船を含む。）に関し、幼児の数と同数（幼児の数が予想できないときは、旅客定員の2.5%以上の数）の幼児用救命胴衣の備付けを求める。ただし、平水区域を航行区域とする内航船であって、最大搭載人員を収容するため十分な救命艇、救命いかだ、救命浮器又は救命俯瞰を備え付けているものについては、この限りでない。

○旅客船（現存船を含む。）に関し、旅客定員の0.3%以上の数の救命胴衣着用補助具の備付けを求める。ただし、搭載している救命胴衣が体重140kg・胸囲1,750mmまでの者に対応している場合には、この限りでない。

② その他凡例の一部改正並びに省令及び告示の規定にかかる細目を規定する。

3. スケジュール

施行日：平成22年1月1日（下記以外）

平成22年7月1日（救命設備の基準関係・幼児用救命胴衣及び着用補助具の備付け関係）